

静岡県訓令甲第2号

本 庁
出 先 機 関

静岡県統計調査事務取扱規程（昭和32年静岡県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後
<p>第2条 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第4条に規定する本庁に置かれた室及び課の長、総務監、経理監及び政策監並びに同規則第6条に規定する出先機関の長（以下「課長等」という。）は、県統計調査を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について<u>政策企画部情報統計局統計利用課長</u>（以下「統計利用課長」という。）に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>第2条 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第4条に規定する本庁に置かれた室及び課の長、総務監、経理監及び政策監並びに同規則第6条に規定する出先機関の長（以下「課長等」という。）は、県統計調査を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について<u>経営管理部情報統計局統計利用課長</u>（以下「統計利用課長」という。）に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>第3条 統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項の規定による届出は、<u>政策企画部情報統計局統計利用課</u>を通じて行わなければならない。届出事項の変更の届出についても、同様とする。</p>	<p>第3条 統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項の規定による届出は、<u>経営管理部情報統計局統計利用課</u>を通じて行わなければならない。届出事項の変更の届出についても、同様とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、平成29年4月1日から施行する。